

後期高齢者医療保険からのお知らせ

# 健やかな生活を送るために 「後期高齢者健康診査」を受診しましょう

「後期高齢者健康診査」は、後期高齢者医療保険の被保険者を対象とした健康診査です。

この健康診査では、血液や尿検査などを実施しており、皆さんの健康状況を知る良い機会となっています。生活習慣病などが発見された場合は、早期に、適切な治療を受けることで、病気が重症化することを予防することができます。

## ◆◆◆ 健診の受診方法 ◆◆◆

健康診査を受診するためには、受診券などが必要になります。

平成27年3月31日時点で後期高齢者医療保険の被保険者のうち、健康診査の対象となる方には、お住まいの地区の特定健診(集団)にあわせて、事前に受診券をお送りします。(対象外の方には、受診券は発行されません。)

届いた受診券と同封してある問診票、被保険者証を持って、集団健診の会場や、お近くの医療機関などに行くと、健康診査を受けることができます。

また、健康診査の対象となる方で、集団健診までに個別健診の受診を希望される方は、下記までご連絡ください。(受診できる医療機関などは、受診券に同封の一覧表をご覧ください。)

なお、健康診査の対象とならない方は、次のとおりです。

次の条件に当てはまる方は、健診と同様の検査を病院などですでに受けているため、健康診査の対象外としています。

- ① 生活習慣病で病院や診療所を受診している方
- ② 6カ月以上、継続して入院している方
- ③ 介護施設や障がい者施設に入所している方
- ④ 事業主健診を受診している方 など



○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)  
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)